

◆新しい在留管理制度

【目的】

外国人の適正な在留の確保に資するため、法務大臣が、我が国に在留資格をもって中長期間在留する外国人を対象として、その在留状況を継続的に把握する制度この制度の対象者には、氏名等の基本的身分事項や在留資格、在留期間が記載され、顔写真が貼付された**在留カード**が交付される。

【今までとの相違】

- ① **在留期間の上限**をこれまでの3年から**最長5年**
- ② **みなし再入国許可制度の導入**出国の日から1年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要
- ③ 新しい在留管理制度の導入に伴って**外国人登録制度は廃止**

【対象者】

入管法上の在留資格をもって我が国に中長期間在留する外国人(以下「**中長期在留者**」といいます。)で、具体的には次の①～⑥のいずれにもあてはまらない人。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省令で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

*この制度の対象となる中長期在留者は、観光目的で我が国に短期間滞在する者は対象とならない。

【手続きの流れ】

- 入国時:入国審査官が旅券に上陸許可の証印をするとともに、上陸許可によって中長期在留者となった方には在留カードを交付。
- 住居地の変更届出:市区町村
- 住居地以外の変更届出、氏名・生年月日・性別・国籍・地域の変更届出、在留カードの有効期間更新申請など。:地方入国管理官署

【在留カード】

中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付される。

※ 在留カードには偽変造防止のためのICチップが搭載されており、カード面に記載された事項の全部又は一部が記録される。

●有効期間

永住者:

16歳以上:交付の日から7年間

16歳未満:16歳の誕生日まで

永住者以外:

16歳以上:在留期間の満了日まで

16歳未満:在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

【再入国制度】

●「みなし再入国許可制度」の導入

有効な旅券及び在留カードを所持する外国人(注1)が、出国する際、出国後1年以内(注2)に本邦での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなる。この制度を「みなし再入国許可」という。

* 注意すべき点

- 1) 出国する際には、必ず在留カードを提示する必要がある。
- 2) みなし再入国許可により出国した場合は、その有効期間を海外での延長は不可。
- 3) 出国後1年以内(注2)に再入国しないと在留資格が失われる。

(注1)「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた旅券や、在留カードとみなされる外国人登録証明書を所持する場合にも、みなし再入国許可制度の対象

(注2) 在留期限が出国後1年未満に到来する場合は、その在留期限までに再入国しなければならない。

【再入国許可の有効期間】

- 有効期間の上限が「5年」となります施行日後(2012年7月9日以降)に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「3年」から「5年」に伸長。

【外国人登録証明書の廃止】

新しい在留管理制度の導入により、外国人登録制度は廃止されます。

なお、**中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」については**、新しい在留管理制度の導入後、地方入国管理官署での手続や市区町村での住居地関係の手続においては、一定の期間「在留カード」とみなされる。

在留カードが交付されるまで引き続き所持のこと。中長期在留者は、地方入国管理官署における新たな在留カードの交付を伴う各種届出・申請の際に、在留カードに切り替えまたは、地方入国管理官署で希望すれば切り替え可能。